

竜野川流域水害対策計画の策定に向けて

令和7年7月

竜野川流域水害対策協議会

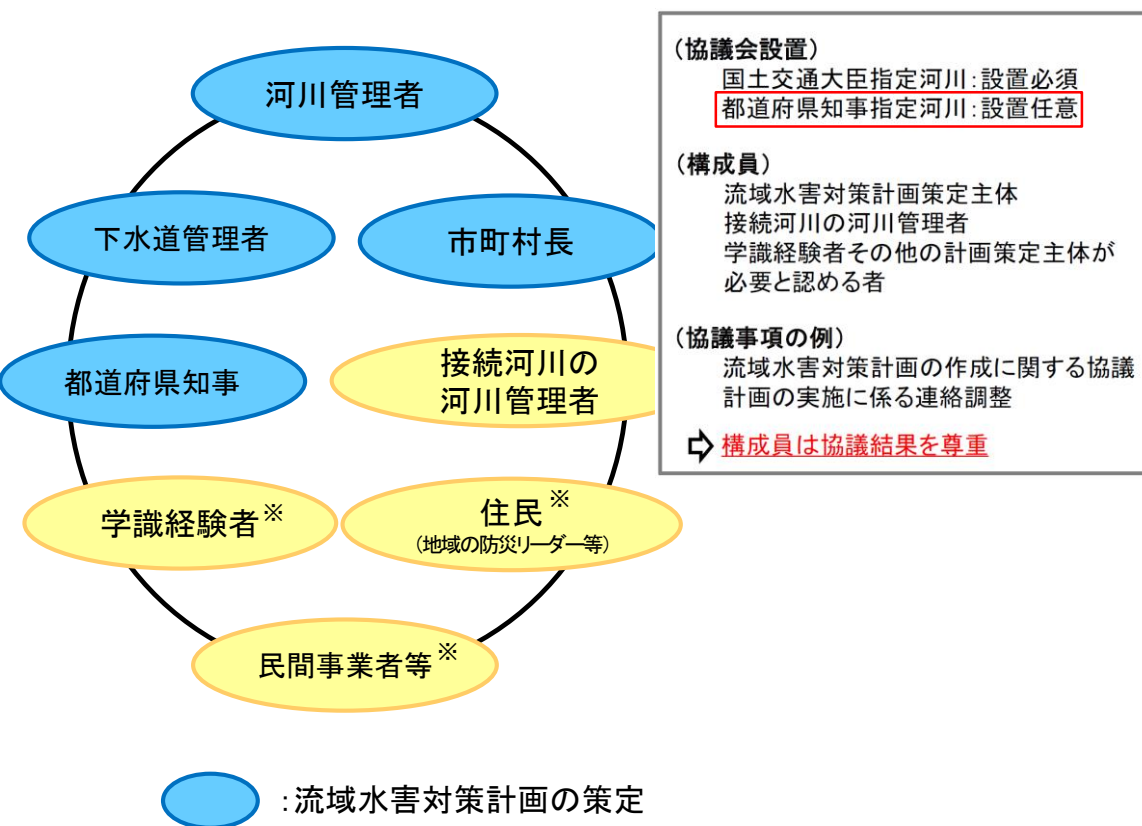
1. 流域水害対策協議会について
2. 流域水害対策計画に定める事項について
3. 流域水害対策計画策定に向けた流れ

1. 流域水害対策協議会について

- 特定都市河川及び特定都市河川流域において、河川管理者等が共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、組織することができるもの。

(参考: 特定都市河川浸水被害対策法第7条)

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



※ 計画策定主体が必要と認める場合(任意)

【流域水害対策協議会の構成員整理表】

種別	構成員	備考 (特定都市河川ガイドライン補足内容)
流域水害対策計画策定主体	河川管理者	
	都道府県知事	
	市町村長	
	下水道管理者	
その他	接続河川の河川管理者	
	学識経験者(任意)	・専門的な観点からの助言や関係者間の調整役
	隣接都道府県、市町村の長(任意)	・広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
	その他河川管理者等が必要と認める者(任意)	・流域対策の実施を予定している民間事業者 ・地域の防災リーダー ・洪水の歴史に詳しい住民 ・河川協力団体 ・水防協力団体 等

1. 流域水害対策協議会について

- 構成員については、特定都市河川浸水被害対策法第7条に準じて、既に組織している類似協議会等の枠組みを活用の上、流域水害対策計画に定める浸水被害対策の主体や助言できる立場の関係者を選定。
- 流域水害対策計画については、河川整備基本方針や河川整備計画と整合を図る必要があることから、「河川に関し学識経験を有する者」として、白川・緑川学識者懇談会の委員である大本照憲名誉教授(熊本大学)が参画。
- 地域の防災まちづくりに関する計画等との整合・連携を図る必要があることから、「まちづくり等に関し学識経験を有する者」として甲佐町に関わる委員会(史跡陣ノ内城跡保存活用委員会)の委員である田中尚人准教授(熊本大学)が参画。
- 流域内住民等の意見を反映させるため、地元代表者(区長等)が参画。

【竜野川流域水害対策協議会構成員と対応分野】

構成員	分野(あらゆる関係者)							
	河川 管理者	下水道 管理者	普通河川 等管理者	接続河川の 河川管理者	河川工学 (専門分野)	まちづくり (専門分野)	まちづくり	流域内住民
甲佐町長			●				●	
熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長 県央広域本部 土木部長 県央広域本部 上益城地域振興局 土木部長	●							
国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 技術副所長				●				
熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 大本 照憲 名誉教授					●			
熊本大学大学院 先端科学研究部 田中 尚人 准教授						●		
地元代表者(区長等)								●

※竜野川流域は下水道未整備であり、下水道管理者は該当しない

2. 流域水害対策計画に定める事項について

- 特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、流域水害対策協議会等における協議を踏まえ河川管理者や地方公共団体等が共同して流域水害対策計画を策定。

【流域水害対策計画に記載する事項(特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項)】

基本的事項

一 計画期間

二 浸水被害対策の基本方針

三 都市浸水の発生を防ぐべき
目標となる降雨

四 都市浸水想定

河川管理者

五 特定都市河川の整備

六 河川管理者が行う雨水貯留
浸透施設の整備

下水道管理者

七 特定都市下水道の整備

十 特定都市下水道のポンプ施
設の操作

地方公共団体 民間事業者等

八 河川管理者及び下水道管理者以
外の者が行う雨水貯留浸透施設
の整備その他浸水被害の防止を
図るための雨水の一時的な貯留
又は地下への浸透

九 雨水貯留浸透施
設整備計画の同
項の認定に関す
る基本的事項

十一 都市浸水想定区域における
土地の利用

十三 浸水被害が発生した場合における被害の
拡大を防止するための措置

十二 貯留機能保全区域・浸水被害
防止区域の指定の方針

十四 その他浸水被害の防止を図るために必要
な措置

2. 流域水害対策計画に定める事項について

- 流域水害対策計画に定める特定都市河川の整備に関する事項は、当該河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画に定める内容と整合を図る。
- 竜野川においては、令和7年1月に策定した「緑川水系河川整備計画」において、河川整備の内容を位置付けており、河川整備の実施に関する事項(河川工事の目的、種類、施工箇所等)と一致する又はその内数となるよう定める。また、「緑川水系河川整備基本方針」における河川整備の基本となるべき事項(基本高水、計画高水流量等)の内数となるよう定める。

計画に定める事項(法第4条第2項)	現イメージ
・計画期間	20～30年
・浸水被害対策の基本方針	○
・計画対策降雨(都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨)	H28.6降雨波形(内水確率規模1/10)
・都市浸水想定(計画対象降雨が生じた場合の洪水・雨水出水による浸水想定区域・水深)	○
・特定都市河川の整備	緑川水系河川整備計画(R7.1)に基づく整備 他
・当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備	雨水貯留浸透施設の整備
・下水道管理者が行う特定都市下水道の整備(汚水のみを排除するためのものを除く。)	—
・河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透	雨水貯留浸透施設の整備
・雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	○
・下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作	—
・都市浸水想定区域における土地の利用	○
・貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針	検討中
・浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置	○
・その他浸水被害の防止を図るために必要な措置	○

※竜野川流域は下水道未整備であり、下水道管理者は該当しない

3. 流域水害対策計画策定に向けた流れ

町内の広範囲で浸水被害が発生（平成19年7月洪水、平成28年6月洪水 等）

R2.3 緑川竜野川内水対策会議を設置

R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行
（特定都市河川の指定を全国の河川に拡大）

R6.1 特定都市河川の指定に向けて取り組むことを確認
（緑川竜野川内水対策会議）

R7.3 竜野川を特定都市河川に指定

R7.7 第1回 竜野川流域水害対策協議会

今回

以降 第2回 竜野川流域水害対策協議会
（流域水害対策計画（素案）の協議）

竜野川流域水害対策計画（素案）公表・住民意見聴取

以降 第3回 竜野川流域水害対策協議会
（流域水害対策計画（案）の確認）

関係機関協議

R7年度末 竜野川流域水害対策計画の策定



H28.6 商店街浸水状況



R6.1.29 緑川竜野川内水対策会議



R7.3.28 特定都市河川指定確認式

※検討状況に応じて、時期等が
変更となる場合があります。

計画策定後は、流域水害対策計画に基づく取組みの具体化や取組みの充実に向け、関係機関が協働して水害に強いまちづくりに取り組む。